

集合住宅の各戸検針・納入に関する 各戸メーター設置基準

春日井市上下水道部上下水道業務課

集合住宅の各戸検針・納入等に関する事務取扱要綱(平成21年4月1日施行)第3条第3号に基づく設置基準

1 集合住宅の建物構造について

集合住宅における各戸メーター（以下「メーター」という。）方式の採用にあたっては、市が行う検針、メーター取替え及びメーターの維持管理等の業務に支障のない建物構造とするなど必要な措置を講ずること。

2 メーターまわりの工事について

申込者は、直結直圧・増圧給水方式の場合、本基準に適合する構造のメーターまわりの装置を指定給水装置工事事業者の施工により設置すること。

3 共用水栓等について

散水栓、チェック水栓等の共用水栓は共用メーターを通過させること。共用メーターは集合住宅の1戸と同様に、市がメーターを設置できるようにすること。

また、地下にチェック水栓等を設置した場合、メーターは地上の検針容易な場所に設置すること。

4 集会室、管理人室等について

集会室、管理人室等に水栓がある場合は、集合住宅の1戸と同様に、市がメーターを設置できるようにすること。

5 消火用水槽のメーターについて

(1) 消火用水槽へ給水するために計量するメーターは設置しないこと。

(2) 消火用水槽一次側の給水管及び消火用水槽以降においても、消火用以外への系統と接続しないこと。

6 メーターまわりの配管について

(1) 配管の材質

ア 使用する管種は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)に適合するものとする。

イ 金属管を使用する場合は、硬質塩化ビニルライニング鋼管、ステンレス鋼管を用いること。

ウ 異種金属の接続には、異種金属管絶縁継手等を使用し、腐食防止を図ること。

エ 亜鉛メッキ鋼管は、使用しないこと。

オ 非金属管を使用する場合は、ぐらつき防止のため支持・ボルト固定をすること。
なお、床面に配管があり、ボルト固定により破損の恐れがある場合は、市職員と固定方法を協議し、決定すること。

(2) メーター上流側に設置する止水栓の種類及び設置位置

- ア 止水栓の種類は、開閉防止型逆止弁付ボール型伸縮止水栓(春日井市型)とする。
イ 設置位置は、メーター直近上流側とし、メーター直近に止水栓が設置できない場合は、主管からの立ち下がり管に設置すること。この場合メーター直近上流には伸縮管を使用すること。

(3) メーター下流側に設置する止水栓

メーター下流側に維持管理用の伸縮止水栓(蝶止水栓等)を設置すること。
なお、止水栓に伸縮機能がない場合はメーター直近下流に伸縮管を設置すること。

(4) 前2号のほか止水栓は、次の基準に適合するメーターユニット、メーターセット(以下「メーターユニット」という。)を使用することができる。

- ア メーターユニットは、いずれも市仕様に基づくもの。(口径φ13、φ20、φ25)
イ メーターユニットを使用する場合は、台座を床面にボルト固定すること。
なお、床面に配管があり、ボルト固定により破損の恐れがある場合は、市職員と固定方法を協議し、決定すること。

ウ メーターユニットは、メーターが水平になるように設置すること。メーターユニット上・下流側の接続は、フレキシブル管(JIS規格又は、日本水道協会の認証品に限る。)を使用することができる。

7 メーターの設置要件

(1) メーターは、原則として、各戸のパイプシャフト内に設置できるようにし、各戸の室内には設置しない。

各戸のパイプシャフト内に設置できない場合、やむを得ず廊下等に設置する場合は、メーター及びメーター前後の配管をメーターボックス等で防護すること。メーターボックスは、メーターの指針確認及び検定満期取替に支障の生じないように設置すること。

(2) メーターは給水栓より低位かつ水平に設置すること。

(3) メーター部分の配管は、原則パイプシャフトの扉面に平行とすること。

(4) ぐらつきがある場合は、配管のふれ止めを行うこと。

(5) メーター前後には計量に影響を及ぼすような器具を設置しないこと。

(6) パイプシャフト内は、検針及びメーターの取替えに、他の配管、機器などが支障とならないようにすること。

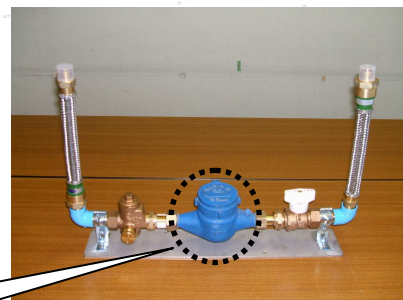
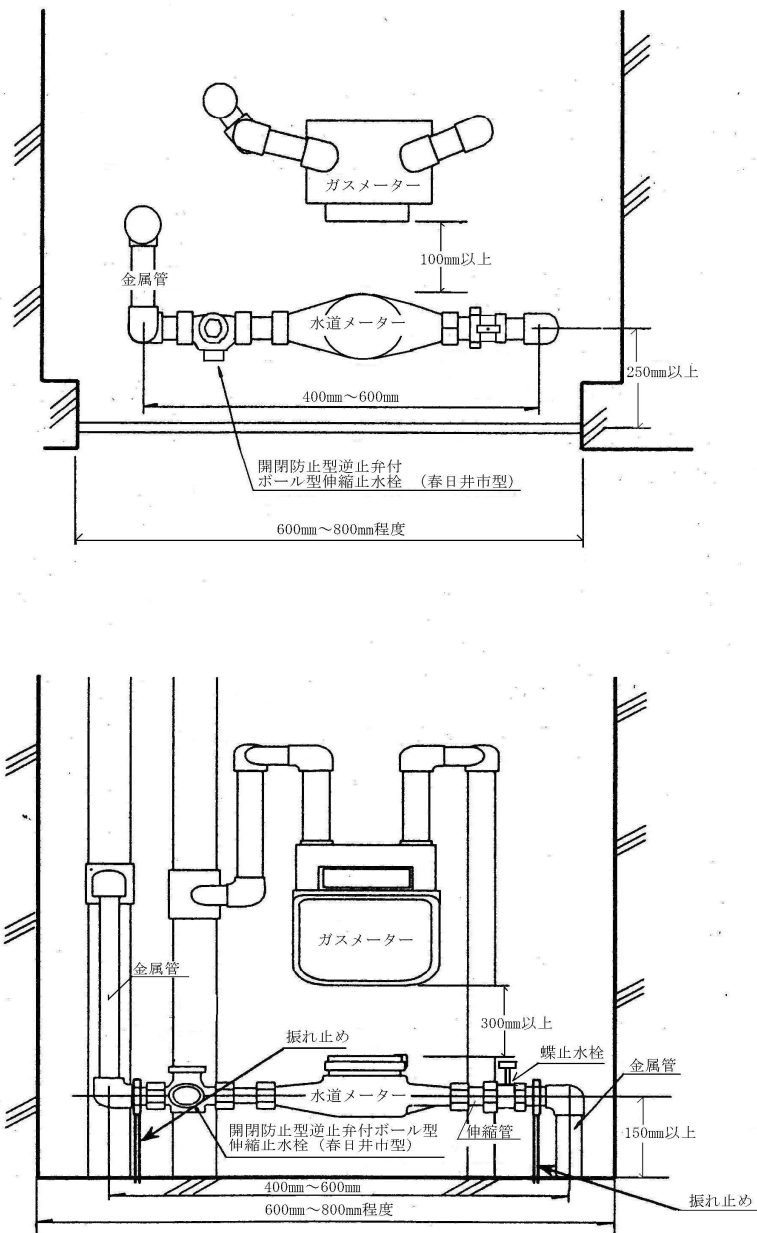
- (7) パイプシャフト内の底面は、廊下側に水勾配を施すなど、外部への排水が可能な構造とすること。
- (8) 凍結のおそれがある場合は、凍結防止カバーの設置を行うこと。この場合、容易に着脱でき、メーターの指示値確認に支障とならないこと。
- (9) メーターは、パイプシャフト開口部の中央付近に設置すること。
- (10) 配管水圧は市のメーターの使用最高水圧（0.75MPa）以下とし、これを超える場合は、メーターの一次側に減圧弁を設けること。
- (11) パイプシャフト開口部の寸法及びメーターまわりの空間は、図－１を標準とすること。
- (12) メーターまわりの部材は、図－２を標準とすること。
- (13) パイプシャフトの扉に施錠をしないこと。
- (14) パイプシャフトの扉を開放した場合はチェーン等で固定できること。
- (15) パイプシャフトを築造しない場合においても、上記要件を満たすこと。

附 則

この基準は、平成２１年７月１日から施行する。

この基準は、令和５年５月１日から施行する。

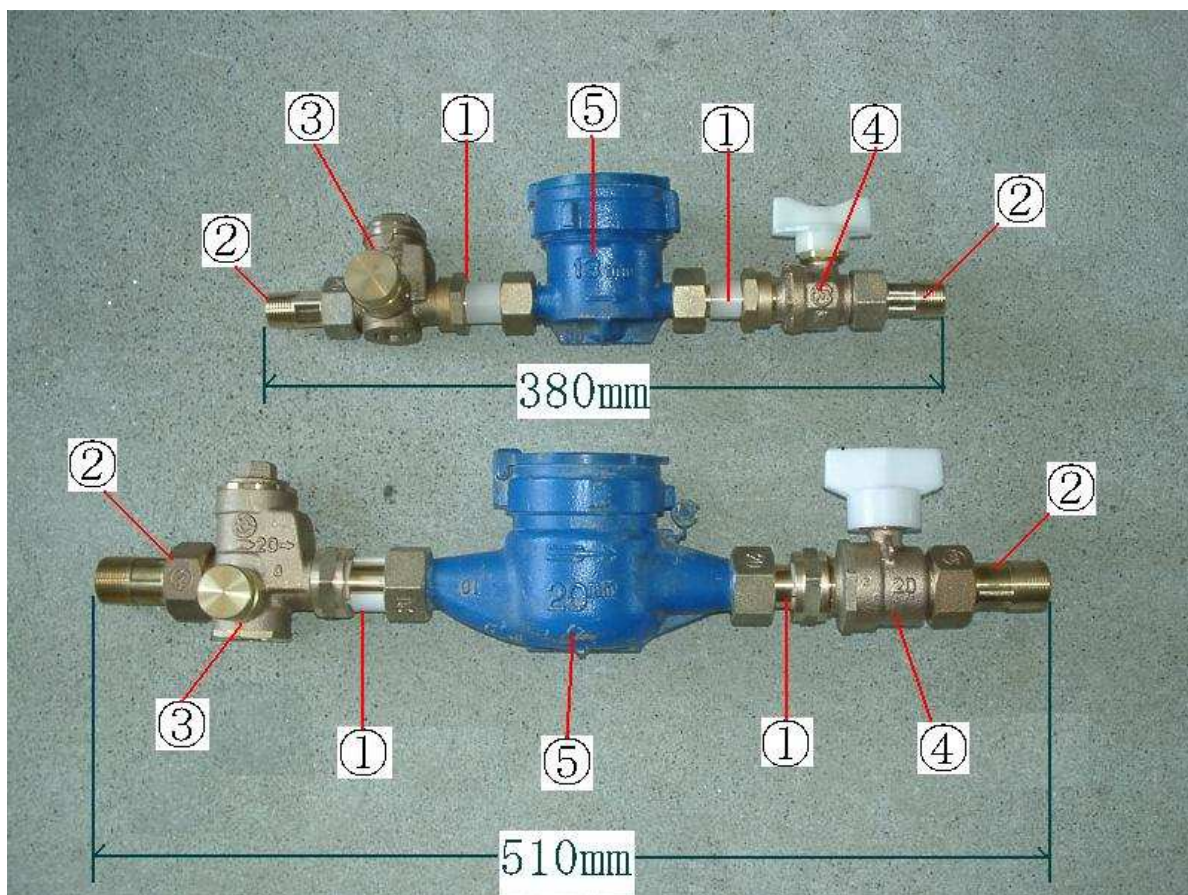
図－１　メーター標準設置図



水道メーターは、市支給品を使用
その他の部材は、申込者負担

メーターまわり

図－２　メーター前後部材図



上段：φ 13 mm

下段：φ 20 mm

ねじ規格：上水ねじ

① ⇒ 伸縮管

② ⇒ 鋼管シモク

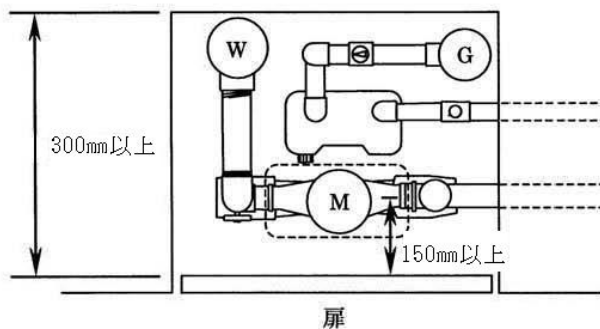
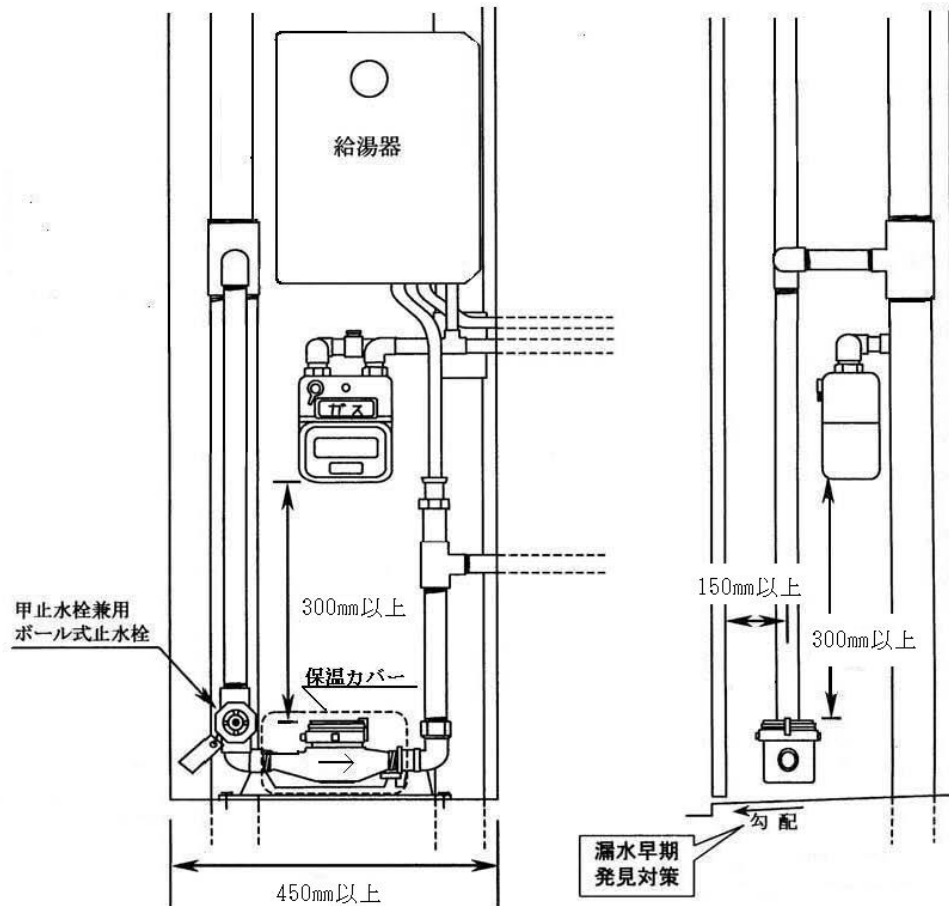
③ ⇒ 開閉防止型逆止弁付ボール型止水栓（春日井市型）

④ ⇒ 蝶止水栓

⑤ ⇒ 市メーター

※ ①から④は申込者負担、⑤は市支給

メーターユニット標準設置図



水道メーターは、市支給品を使用
その他の部材は、申込者負担

メーターユニット
及びフレキシブル管

平成 2 1 年 7 月 1 日 施行
令和 5 年 5 月 1 日 施行

春日井市上下水道部上下水道業務課